

# 障害者虐待の防止マニュアル

はじめに・・・

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定までには、衆議院解散に伴い廃案となったものが、平成 23 年に再度法案が可決されました。虐待に関して、法律で定めなければ改善されないのか、疑問に思う部分もあります。しかし、現在も身体的虐待を支援の一環として捉えている施設があるようです。

今回、障害者虐待マニュアルの作成に当たって、様々な異論が出るのが予想されます。その予想される部分を考え、そしあるの方向性としては、どのようにこのマニュアルを活用するのか説明します。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法などの流れから、障害者虐待防止法も制定され施行されます。内容を確認すると、我々が普段行っていた支援の中にも虐待が存在している事が含まれていました。

虐待探しに終始し、本当の支援を見失ってしまう可能性もあるのではないかと感じています。虐待を恐れず、支援してください。といたい所ではありますが、虐待のリスクを少なくする為には、様々な取り組みが必要です。また、専門性を伸ばす研修の実施や、自己研鑽が大切です。これらの取り組みを通して、今から、私たちは虐待防止法に反する事のない支援を目指していかなければいけないと思っています。

最後に今回の法律は支援を見直す良いきっかけとなると思っています。呼称はさん付けで、話しかけは敬語で、訴えには謙虚に対応する。この基本を守れば、虐待は起きません。さらに強度行動障害者など、混乱された場合の対応についても専門的知識を有するものであれば、虐待は起きません。専門的知識によって回避できるはずです。

虐待か否か。チームで考えて見ましょう。

## 1、虐待の予防

虐待を起こしてしまう方の多くは、専門的知識が低い方が多い。始めは丁寧な言葉遣いや対応をされていますが、年数も経ち、利用者との関係もある程度できてくると、勘違いされる方がいます。

そこで、虐待を防止するために必要な事を考えていきましょう。

- ①専門的知識を身につけるための研修を行う。
- ②職員間のチームワークを密に図る。
- ③権利擁護研修の定期的開催。
- ④虐待防止委員会の設置及び委員会の定期開催。

## 2、虐待の種類と実際の事例から考える

### ①、身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

<具体例>

・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。 火傷 ・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベットに縛り付ける）、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミントやつなぎ服を着せる、 部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる。

☆利用者の様々な行動に対して、やるべき支援（行動療法など）を行わず、お薬を打診するような発言に

よって、薬の増薬に繋がらないよう、やるべき支援を行い、それを数字で示し、それを元に主治医の判断を仰いだ結果、増薬になった。しかし、一時的な場合もある為、増薬後も引き続きデータを取る必要があります。

専門性が低いと、利用者の主訴（なぜ、混乱されているのかの本当の理由）をつかめず、違う方向へ導きかねないので、チームで対応するようなシステムの構築が必要です。

## **②、性的虐待**

性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある）

<具体例>

- ・性交
- ・性器への接触
- ・性的行為を強要する
- ・裸にする
- ・キスする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・わいせつな映像をみせる

## **③、心理的虐待**

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛をあたえること。

<具体例>

- ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- ・怒鳴る
- ・ののしる
- ・悪口を言う
- ・仲間に入れない
- ・子ども扱いする
- ・人格をおとしめるような扱いをする
- ・話し掛けているのに意図的に無視する
- ・〇〇しないと〇まるが貰えないよ。

☆この種類の虐待は表面化していないのが特徴です。密室性の高い入所施設では、気付かないうちに多く行われている可能性があります。呼びかけているのに返事をしない。ノックしているのに応えない。

## **④、放棄・放任**

食事や排泄、入浴、洗濯など身近の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

<具体例>

- ・食事や水分を十分に与えない
- ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・排泄の介助をしない
- ・紙や爪が伸び放題
- ・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・病気や怪我をしても受診させない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスを受けさせない
- ・制限する同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

## **⑤、経済的虐待**

本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

<具体例>

- ・年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- ・本人の同意なしに年金などを管理して渡さない

☆本人の年金をご家族が借用に來られることがあります。これは、虐待に当たるのか？本人の意見を確認できる方に置いては、確認させていただく事がありますが、自分の意思を伝える事ができない方は、管理者の判断で決済されます。しかし、これを虐待とすれば、退所されたり、疎遠になったりと利用者にとって悪影響になる事も事実です。非常に難しい問題です。

### 3、やむを得ず身体拘束を行う場合の流れ

#### ①、やむを得ない場合の「身体拘束」について

自傷行為、他害行為、パニックなどの行動障害に対して障害者（児）自身、周囲の者等の保護の為、緊急やむを得ず、障害者（児）に強制力を加える行為は認められる場合があるが、その個々の利用者への適応の範囲・内容については、施設内のガイドライン等を作成して共通認識に基づいて対応を図ること。

#### ②、基本的な考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待  
身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。  
やむを得ず身体拘束をする場合であってもその必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

#### ③、やむを得ず身体拘束を行う3要件

##### 1、切迫性

身体拘束を行う事により本人の日常生活などに与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が高い事を確認する必要。

##### 2、非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要

##### 3、一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

#### ④、やむを得ず身体拘束を行う時の手続き（必ず上記③の3要件を含むことが条件）

##### ①組織による決定と個別支援計画への記載

- ・組織として慎重に検討・決定する必要
- ・個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。
- ・個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する事が重要。

##### ②本人・家族への十分な説明

- ・利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る事が必要。

##### ③必要な事項の記録

- ・身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録。

☆行動障害者で一時的ではなく、一時的が継続している利用者への身体拘束について、一時的な拘束では、その対象者の命をも危ぶまれる場合であっても、拘束はしてはいけない。  
行動障害者に対する知識を高めておく事で、身体拘束のリスクは減少する。

※ 障害者虐待防止法マニュアル NPO法人 P a n d A - J を参考に作成

### 4、虐待が発覚した場合の対応

#### ①虐待を受けている利用者を発見した場合

#### ②虐待を受けている事を他の職員より聞いた場合

③家族から虐待を受けているのではないかと苦情があった場合

④第三者（実習生、見学者など）からそのような事実を聞かされた場合

☆虐待が発生した場合、市町村窓口の虐待防止センターへ通報する。

☆職員の処分については、虐待防止センターの報告を受け、協議し、就業規則の服務規程に則って決定する

☆障害者虐待防止法では、「通報の義務」が設けられています。虐待を見かけた方は、必ず通報しなければいけないとされています、もし、通報しなかった場合は、虐待をしたものと同等の責任を負うことになります。

## 5、まとめ

もう一度、許容と受容の違いを考えて見ましょう。「本人の気持ちを尊重する」その裏に彼らの障害特性は含まれていますか？ここが虐待と支援の違いではないかと思えます。見通しが立てられず、混乱されると次の行動に移れない利用者に対して、本人の気持ちを尊重するとし、そのまま数時間言葉を掛けずに見守った場合、明らかに「ネグレクト」になります。しかし、そこに障害特性の理解が含まれることで、次の行動に移らせる事ができ、正しい支援が成り立ちます。

このように、支援と虐待は隣合わせです。利用者に対し誠実に対応し、訴えにも謙虚に対応できる職員は、自分の感情を上手くコントロールする力を備えた職員です。この感情コントロールに加え専門的知識が加わる事ができれば、虐待という言葉は存在しないでしょう。その為には自己覚知なくして、利用者支援は考えられません。この機会にもう一度、自分の特徴を知り、相手の特徴を理解するように心がけてください。

支援と虐待は隣り合わせですが、虐待と思っていた事が専門的知識が備わる事で、正しい支援に変わる事もあります。虐待を防止するためには、「感情のまま利用者を支援しない事」が良い支援への近道ですね。

今回の障害者虐待防止法において注意すべき点は、いつ、だれが、どのような虐待を起こすか分かりません。もしかしたら、虐待とは思っていない支援が実は虐待だと言われることがあるかもしれません。これまでの支援を振り返り、これからの支援を真剣に考え、虐待の認識も無い、虐待を受けても伝える事ができない利用者に対して、呼称はさん付けで、話しかけは敬語で、訴えには謙虚に対応する。この基本を守れば、虐待は起きません。自分の家族のように隣の家族のことも考えられるよう取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、自分の考えは間違っていない。ではなく、常に周りの職員と会話し、色々な価値観から正しい支援とはないかを考えていきましょう。一人の行動や発言、その人の支援が、そしある全体の支援であると評価されることを常に考えてほしいと思えます。特に、外に出る支援の時は、誰が見ているかわかりません。プライベートの自分と業務での自分を変えて、謙虚に対応してください。それが、虐待の防止につながります。

平成25年4月1日

施設長 安藤 学